

平成24年4月1日から 福岡県内では メジロを愛玩の目的で 捕獲することはできません！

福岡県では、これまで愛玩飼養を目的とした捕獲は、メジロのみ1世帯1羽に限り許可していましたが、密猟や乱獲を助長するおそれがあることなどから、平成24年4月1日から許可しないこととしました。

メジロを飼養登録している皆様へ

現在、飼養登録されているメジロは、引き続き飼うことができます。

- ・毎年、飼養登録の更新を行ってください。
- ・メジロには足環を装着してください。

○メジロ等を違法に捕獲すると・・・

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。

○違法に捕獲したメジロ等を飼養、譲渡したりすると・・・

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。



押収されたメジロ

密猟・違法飼養は
やめて！！



押収されたメジロと捕獲道具



福岡県環境部 自然環境課 野生生物係

TEL : 092-643-3367

FAX : 092-643-3357